伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の変更［第７次点検］に関する意見の募集（パブリック・コメント）について

■背景

伊勢志摩国立公園は、複雑に入り組むリアス海岸と伊勢神宮宮域林を核とする自然林生態系が広がる風景を風景型式としています。本公園の風景は、志摩半島北部から西部にかけて、奥深い入り江と大小多数の島しょが織りなす雄大な景観を有するとともに、伊勢神宮宮域林を中心に文化的背景のもとで維持されてきた原生性の高い広大な自然林生態系を有していることから、昭和 21 年 11 月 20 日に国立公園として指定されました。

本公園は「悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海」をテーマに、自然と歴史、人々の暮らしが調和した国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進しています。

現在、第６次点検から約 10 年が経過し、その間に本公園では、国立公園満喫プロジェクトの開始以降、地域が一体となってインバウンドの誘致等を進めている一方、耕作放棄地等への太陽光発電施設の設置が進む等の風致景観及び社会状況、利用状況等の変化が見られます。

また、令和５年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づく 30by30 目標の達成に向けて、既存の公園区域と一体的に保護すべき区域について、国立公園の区域への編入を検討する必要があります。

今回は、このような本公園を取りまく自然環境や社会的条件の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の見直し［第７次点検］を行うものです。

伊勢志摩国立公園

※今回の主な変更

（公園区域及び保護規制計画）

① 海域（普通地域）の拡張（汀線から沖合 1km→5km）
② 志摩市大王町船越の地種区分の変更（第 3 種→第 1 種）
③ 度会郡南伊勢町新桑竈の地種区分の変更（第 3 種→第 2 種）
④ 志摩市磯部町五知、沓掛及び山田の地種区分の変更（普通→第 3 種）
⑤ 志摩市浜島町迫子及び浜島の地種区分の変更（普通→第 3 種）
⑥ 度会郡南伊勢町見江島周辺の海域公園地区の指定
⑦ 漁港・港湾区域における公園区域の拡張（公園全体）
⑧ 区域線及び地種区分線の明確化（公園全体）

（事業計画）

＜集団施設地区＞
・横山集団施設地区の区域拡張

＜単独施設＞
・宿舎の追加３、削除１
・野営場の削除１
・運動場の削除１
・給水施設の削除１
・排水施設の削除１

＜道路＞
・車道の変更１
・歩道の変更１、削除１

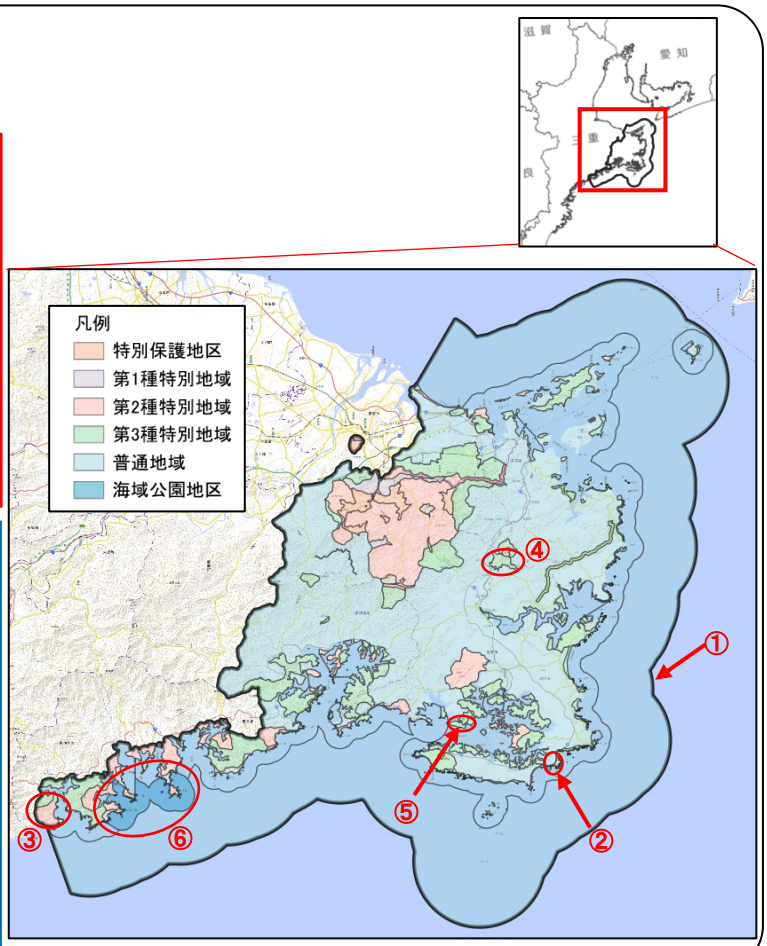

■変更案のポイント・詳細

①公園区域（陸域）

拡張：鳥羽市の一部　14ha
志摩市の一部　11ha
度会郡南伊勢町の一部　12ha

削除：伊勢市の一部　２ha

②公園区域（海域）

拡張：伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町地先海面の一部及び志摩市浜島港　51,887ha
伊勢市の地先海面の一部　10ha
鳥羽市の地先海面の一部　354ha
志摩市の地先海面の一部　1,465ha
度会郡南伊勢町の地先海面の一部　1,288ha

③保護規制計画

特別保護地区　：－１ha
第１種特別地域　：17ha
第２種特別地域　：249ha
第３種特別地域　：-61ha
海域公園地区　：1,476ha

④集団施設地区

拡張：横山集団施設地区　３ha

⑤単独施設

追加：宿舎（二見浦）
宿舎（箱田山）
宿舎（寺河原）

削除：宿舎（横山）、運動場（横山）、野営場（横山）
給水施設（阿津里浜）、排水施設（阿津里浜）

⑥道路（車道）

変更：鳥羽鵜方線

⑦道路（歩道）

削除：神前岬周回線
変更：近畿自然歩道線

【参考】伊勢志摩国立公園の面積【単位：ha】

	特別保護地区	第１種特別地域	第２種特別地域	第３種特別地域	海域公園地区	普通地域（陸域）	普通地域（海域）	合計（陸域）	合計（海域）
変更前	999	1,157	7,109	9,710	0	36,405	21,474	55,380	21,474
変更後	998	1,174	7,358	9,649	1,476	36,236	75,002	55,415	76,478
変更面積	－1	+17	+249	-61	+1,476	-169	+53,528	35	+55,004

【意見募集要領】

１．問合せ先

ア　環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2／電話　03-5521-8279

イ　環境省中部環境局国立公園課

名古屋市中区三の丸 2-6-2／電話 052-955-2135

２．意見募集対象

伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の変更案

資料「伊勢志摩国立公園　公園区域及び公園計画変更書[第７次点検]（環境省原案）」

３．資料入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（http://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、【１．問合せ先】で閲覧することができます（※）。

※入館登録が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

４．意見募集期間

令和８年 10 月 19 日（月）から同年 11 月 17 日（火）までの 30 日間

５．意見提出先・提出方法

環境省自然環境局国立公園課

・下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

・下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public）の「意見募集案件」の一覧から「伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の変更[第７次点検]に関する意見の募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

〔１〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）

〔２〕連絡先（郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス）

〔３〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔４〕御意見及び理由

「伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の変更案」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（２）郵送の場合

御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「伊勢志摩国立公園　公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。

＜提出先＞

・〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎５号館 26 階
　環境省自然環境局国立公園課　宛て

※御意見の提出に当たっての記入項目は、（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

（３）電子メールの場合

電子メールアドレス：shizen-kouen@env.go.jp

※件名に必ず、「伊勢志摩国立公園　公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

※御意見の提出に当たっての記入項目は、（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

（注意事項）

・１つの意見フォームにつき１つの御意見を記載してください。

・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

・皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

６．留意事項

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

・御意見の内容が、「伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の変更案」と無関係な場合
・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
・記載された情報が虚偽であると判明した場合

７．提出された御意見の取扱い

提出された意見については、その概要とそれに対する考え方を取りまとめて公表します。

８．今後の主なスケジュール（予定）

令和８年 12 月頃　提出された意見を取りまとめた上、公表
令和９年２月頃　　中央環境審議会に変更案を諮問・答申
令和９年３月頃　　中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

以上